

岩手県告示第458号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県北広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和8年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 二戸郡一戸町小鳥谷地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年5月11日から令和9年1月29日まで
- 3 実施する公共測量の種類 3級基準点測量及び4級基準点測量